

消費税の輸出証明

Q : 私は雑貨の輸出業を営む個人事業者です。消費税の輸出免税の適用を受けるには輸出許可書などの書類が必要だと聞いたのですが、申告書に添付するのですか。

A : 申告書に添付する必要はありませんが、事業所などに保存しなければなりません。

【解説】

事業者が国内で商品の販売などをする場合には原則として消費税がかかりますが、輸出取引については消費税が免除されます。

輸出免税の適用を受けるには、その取引が輸出取引であることを証明する帳簿又は書類を事業所等に7年間保存しなければなりません。申告書に添付する必要はありません。

輸出証明として保存を求められる帳簿又は書類には、次のようなものがあります。

(1) 物品の輸出の場合

- ① 税関長の輸出許可を受ける貨物
輸出許可書
- ② 20万円超の郵便物
税関長の証明書
- ③ 20万円以下の郵便物

輸出年月日、品名・数量・価額、受取人の名前と住所など一定の事項を記載した帳簿又は書類

(2) サービスの提供・資産の貸付けの場合

契約書その他の書類で、自らの名前と住所、取引年月日、サービスや資産の内容、対価の額、相手方の名前と住所を記載したもの

(3) 外航船舶・航空機用の物品の場合

積込承認書

